

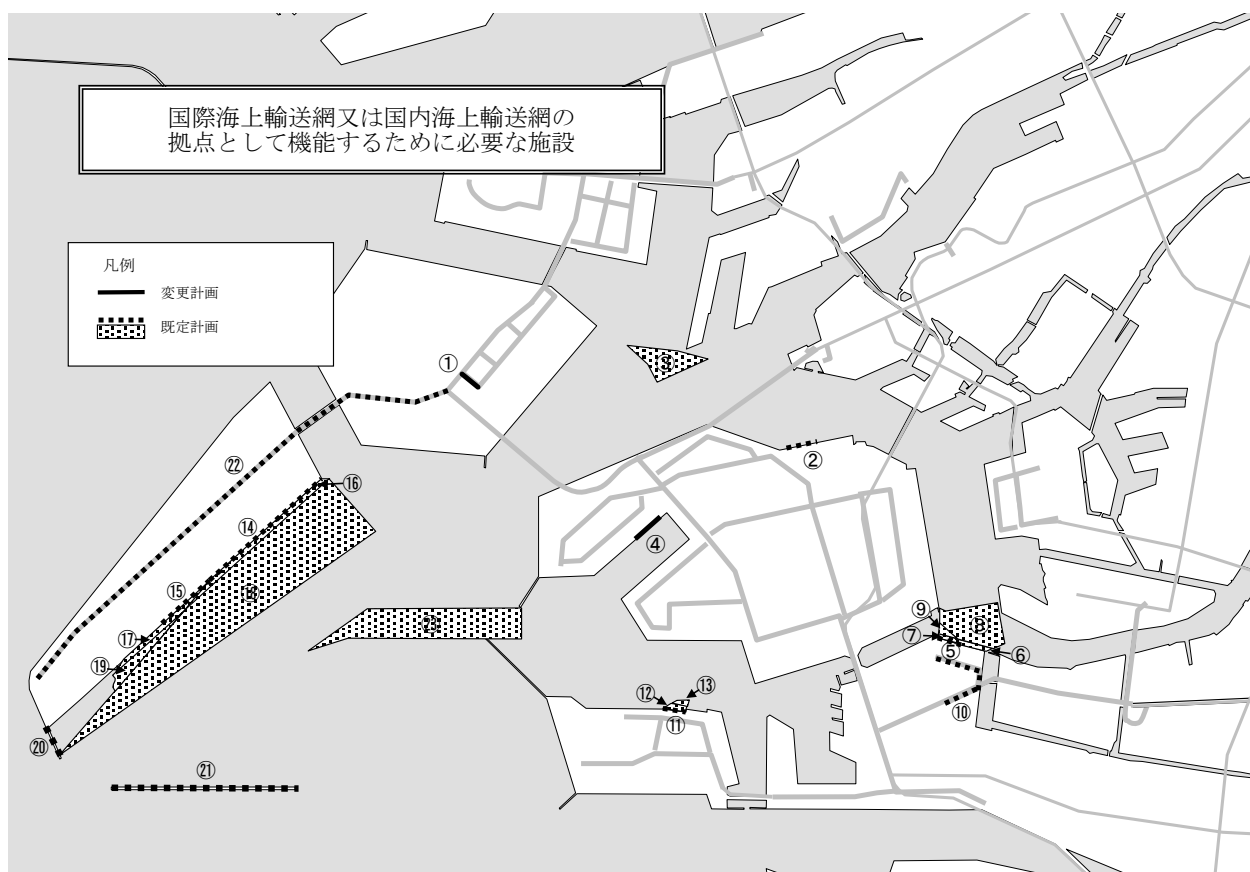
Ⅶ. その他重要事項

1 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設

今回計画している施設及び既に計画されている施設のうち、国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設は次のとおりである。

表Ⅶ－１－１ 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設

地区名		施設名	諸元	備考
夢洲地区		① 臨港道路 夢洲埠頭1号線	起点：臨港道路港区・南港・北港連絡線 終点：臨港道路夢洲埠頭2号線 4車線（既設）	既設の変更計画
南港地区	南港北	② 岸壁（C9）	水深：-14m、1バース、延長：350m	既定計画
		③ 航路・泊地	水深：-14m、面積：12.8ha	既定計画
	北埠頭	④ 岸壁（R4,5）	水深：-7.5m、2バース、延長：520m	既定計画の変更計画
	南港東	⑤ 岸壁（NH2）	水深：-12m、1バース、延長：240m	既定計画
		⑥ 泊地	水深：-13m、面積：1.6ha	既定計画
		⑦ 泊地	水深：-12m、面積：1.0ha	既定計画
		⑧ 航路・泊地	水深：-13m、面積：21.8ha	既定計画
		⑨ 航路・泊地	水深：-12m、面積：1.0ha	既定計画
		⑩ 臨港道路 南港東1号線	起点：南港地区南港東外貿埠頭 終点：臨港道路柴谷南港東線 4車線	既定計画
	南埠頭	⑪ 岸壁（F7）	水深：-9m、1バース、延長220m	既定計画
		⑫ 泊地	水深：-9m、面積：1.1ha	既定計画
		⑬ 航路・泊地	水深：-9m、面積：1.5ha	既定計画
新島地区		⑭ 岸壁（C13～16）	水深：-15m、4バース、延長：1,400m	既定計画
		⑮ 岸壁（SI1～2）	水深：-14m、2バース、延長：600m	既定計画
		⑯ 泊地	水深：-15m、面積8.0ha	既定計画
		⑰ 泊地	水深：-14m、面積5.4ha	既定計画
		⑱ 航路・泊地	水深：-15m、面積155.3ha	既定計画
		⑲ 航路・泊地	水深：-14m、面積6.0ha	既定計画
		⑳ 新島北防波堤	延長：340m	既定計画
		㉑ 新島南防波堤	延長：1,720m	既定計画
		㉒ 臨港道路 夢洲・新島連絡線	起点：臨港道路港区・南港・北港連絡線 終点：新島地区 4～6車線	既定計画
		航路	㉓ 南航路	水深：-12m、幅員：300m



図Ⅶ－１－１ 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設

2 大規模地震対策施設計画

(1) 大規模地震対策施設計画の必要性

1) 緊急物資輸送対応施設

大規模地震が発生した場合において、緊急物資等の輸送に供するための耐震強化岸壁を整備する。背後圏については、大阪市内全域を対象とする。



図Ⅶ－２－１ 大阪地域図

緊急物資輸送に対応する耐震強化岸壁の必要バース数については、以下に示すとおりである。

表Ⅶ－２－１ 耐震強化岸壁の必要バース数

①	想定被災人口	821,200人
②	緊急物資量	13,616トン/日
③	港湾分担率	10%
④	港湾利用緊急物資量	1,361トン/日
⑤	1バースあたり取扱能力	240トン/バース日
⑥	所要バース数	5.7バース

①：「大阪市地域防災計画」より南海トラフ巨大地震被害想定

②：「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画（平成27年3月／中央防災会議幹事会）」「大阪市地域防災計画（平成29年11月／大阪市）」「大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針について（平成27年12月／大阪府域救援物資対策協議会）」を参照し、必要緊急物資量を積み上げ

③：「臨海部防災拠点マニュアル（H28.3）」を参照

④：「港湾利用緊急物資量」＝「②緊急物資量」×「③港湾分担率」

⑤：「臨海部防災拠点マニュアル（H28.3）」を参照（人力荷役の場合）

⑥：「所要バース数」＝「④港湾利用緊急物資量」÷「⑤1バースあたり取扱能力」

したがって、所要バース数としては6バースになり、既定計画の13バースから減少することになるが、これを必要最低限のバース数とする。一方で、今後大阪港には多くの人々が集まることが見込まれるため、今回計画においても既定計画どおりの施設数を維

持することとする。配置については、既定計画でのR 2岸壁をフェリー埠頭計画の縮小に伴って、R 5岸壁へ変更し、さらに既定計画でのR 1岸壁をR 4岸壁へ変更することで、耐震強化フェリー岸壁が連続の2バースとなり、効率的な運用が期待できる。

以上より、大規模地震対策施設計画（緊急物資輸送対応施設）については以下のとおりとする。

表Ⅶ－２－２ 大規模地震対策施設計画（緊急物資輸送対応施設）

地区	位置	岸壁名称	種別	水深	バース数	延長	備考
此花	㊦	北港岸壁	既設	7.5m	1	130m	
			既定計画	7.5m	3	390m	
港	㊧	安治川1号岸壁	既設	10.0m	1	160m	
			既定計画	10.0m	1	160m	
大正	㊨	鶴浜岸壁	既設	10.0m	1	280m	
南港	㊩	R 1岸壁	既定計画の削除	(7.5m)	(-1)	(180m)	
	㊪	R 2岸壁	既定計画の削除	(7.5m)	(-1)	(220m)	
	㊫	R 4岸壁	今回計画	7.5m	1	260m	幹線貨物輸送にも対応 (フェリー)
	㊬	R 5岸壁		7.5m	1	260m	
	㊭	A岸壁	既設	7.5m	3	390m	
	㊮	F 7岸壁	既定計画	9.0m	1	220m	幹線貨物輸送にも対応 (RORO)
合計					13	2,250m	既定計画の削除を除く

2) 幹線貨物輸送対応施設

「幹線貨物輸送対応ターミナルの構造、港湾計画における取扱等について (H25.4 国交省港湾局)」に基づき、外内貿コンテナターミナルのうち大型船を受け入れることが可能な水深15m以上の岸壁を耐震強化岸壁（幹線貨物輸送対応）とする。

幹線貨物輸送対応施設（コンテナターミナル）については以下のとおりである。

表Ⅶ－２－３ 大規模地震対策施設計画〔幹線貨物輸送対応施設（コンテナターミナル）〕

地区	位置	岸壁名称	種別	水深	バース数	延長	備考
夢洲	㊱㊲㊳	C10, C11, C12	既設	15.0～16.0m	3	1,350m	
新島	㊴	C13	既定計画	15.0m	1	350m	
合計					4	1,700m	

3) 耐震強化岸壁に対応したオープンスペース

耐震強化岸壁の背後に、緊急物資等の一時保管・荷さばき、臨時のヘリポートや駐車場等として利用可能なオープンスペースを確保する。

表Ⅶ－２－５ 大規模地震対策施設計画（オープンスペース）

地区	岸壁名	必要面積 (ha)	対応するオープンスペース			
			位置	名称	面積 (ha)	備考 《港湾計画上の緑地面積》
此花	北港岸壁	1.4	㊶	此花西部臨港緑地	4.3	《緑地：5.3ha》
港	安治川第1号岸壁	1.4	㊷	築港緑地	7.4	《緑地：8.5ha》
大正	鶴浜岸壁	3.0	㊸	鶴浜緑地	4.2	《緑地：5.5ha》
南港	R 4, 5 岸壁	0.8	㊹	南港北緑地	13.0	《緑地：18.9ha》
	A, F 7 岸壁	0.8	㊺	フェリー前臨港緑地等	1.5	《緑地：1.5ha》
合計		7.4			17.4	

4) 緊急交通路

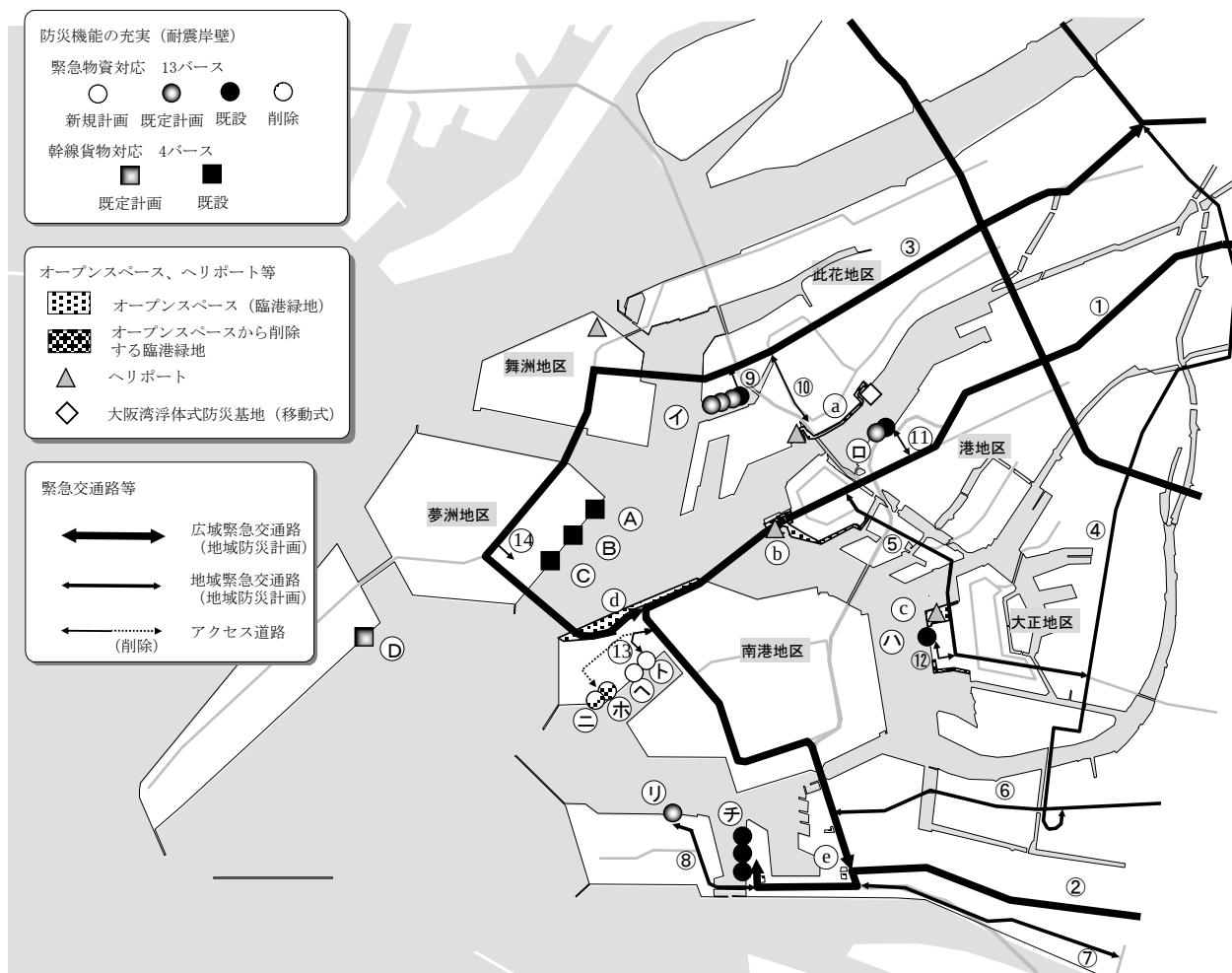
耐震強化岸壁と被災地や背後地等への陸上アクセスを確保するため、緊急交通路を確保する。

表Ⅶ－２－６ 緊急交通路等

種別	位置	路線名
広域緊急交通路	①	広域東西2号
	②	広域東西4号
	③	広域東西5号
地域緊急交通路	④	地域南北1号
	⑤	地域東西4号
	⑥	地域東西5号
	⑦	地域東西6号
	⑧	地域東西7号
アクセス道路	⑨	臨港道路此花内貿1号線
	⑩	都市計画道路此花西部1号線
	⑪	臨港道路安治川第1号岸壁線
	⑫	臨港道路鶴浜2号線
	⑬	臨港道路北埠頭幹線 臨港道路北埠頭東西線
	⑭	臨港道路夢洲埠頭1号線

(2) 大規模地震対策施設の配置

大阪港における大規模地震対策施設の配置については、以下のとおり計画する。



図Ⅶ－２－２ 大規模地震対策施設

(3) 隣接港湾との連携

大阪港及び堺泉北港における耐震岸壁及び緊急交通路の配置については、以下のとおりである。



図Ⅶ－２－３ 大阪港及び堺泉北港における耐震岸壁及び緊急交通路の配置

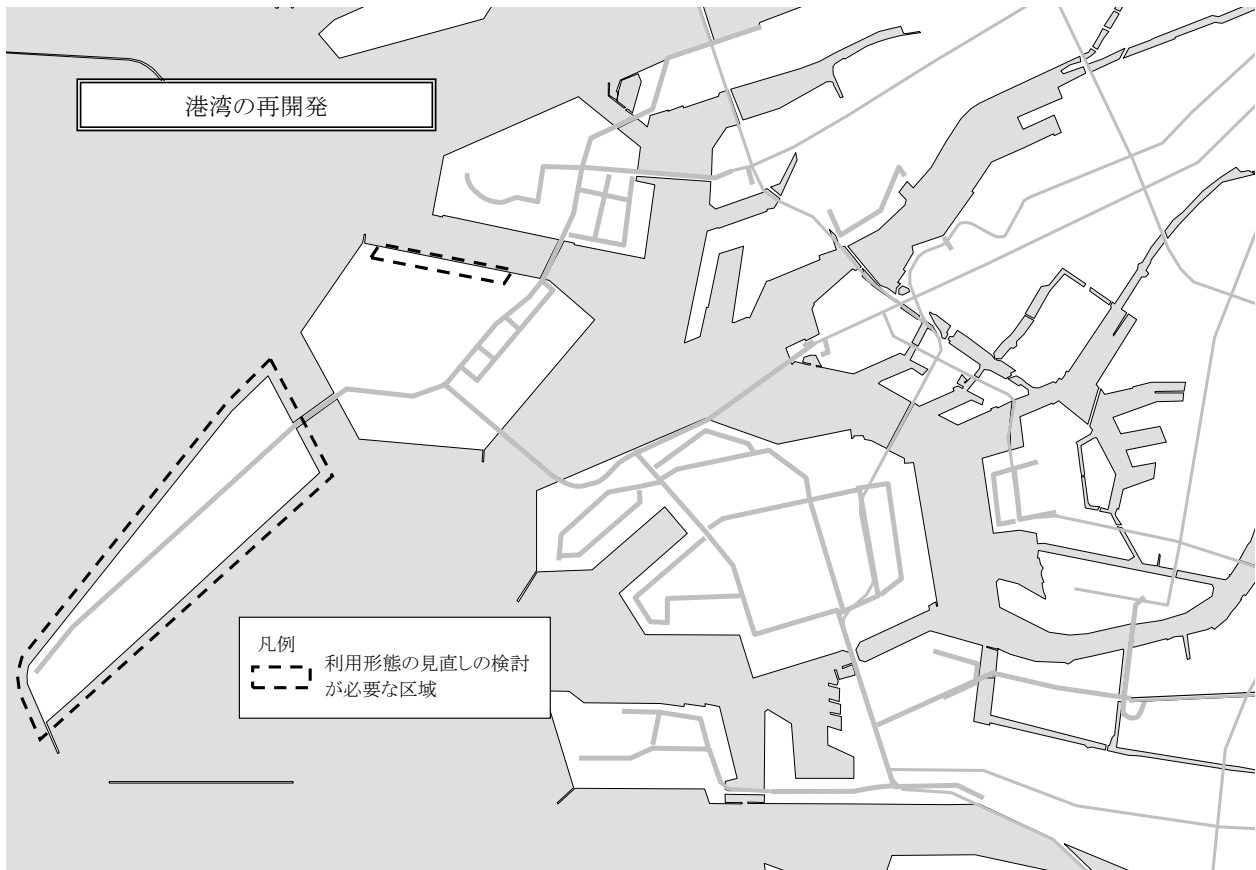
3 港湾の再開発

港湾の再開発について以下のとおり計画する。

(1) 利用形態の見直しの検討が必要な区域

新島地区は港湾計画に位置付いてから 20 年以上が経過しており、今後、将来の動向を踏まえ、港湾施設及び土地利用の見直しの検討が必要であることから、「利用形態の見直しの検討が必要な区域」とする。

また、将来構想（係留施設）を位置付ける夢洲北側において、将来的に旅客ターミナル等の港湾関連施設が必要になる可能性が考えられるため、将来構想（係留施設）の具体化に合わせて土地利用計画の見直し検討を行うことを示すため、「利用形態の見直しの検討が必要な区域」を設定する。また、当該区域以外の緑地についても海上輸送需要に応じた適切な機能の確保の観点から、緑地以外の用途への変更も検討していくこととする。



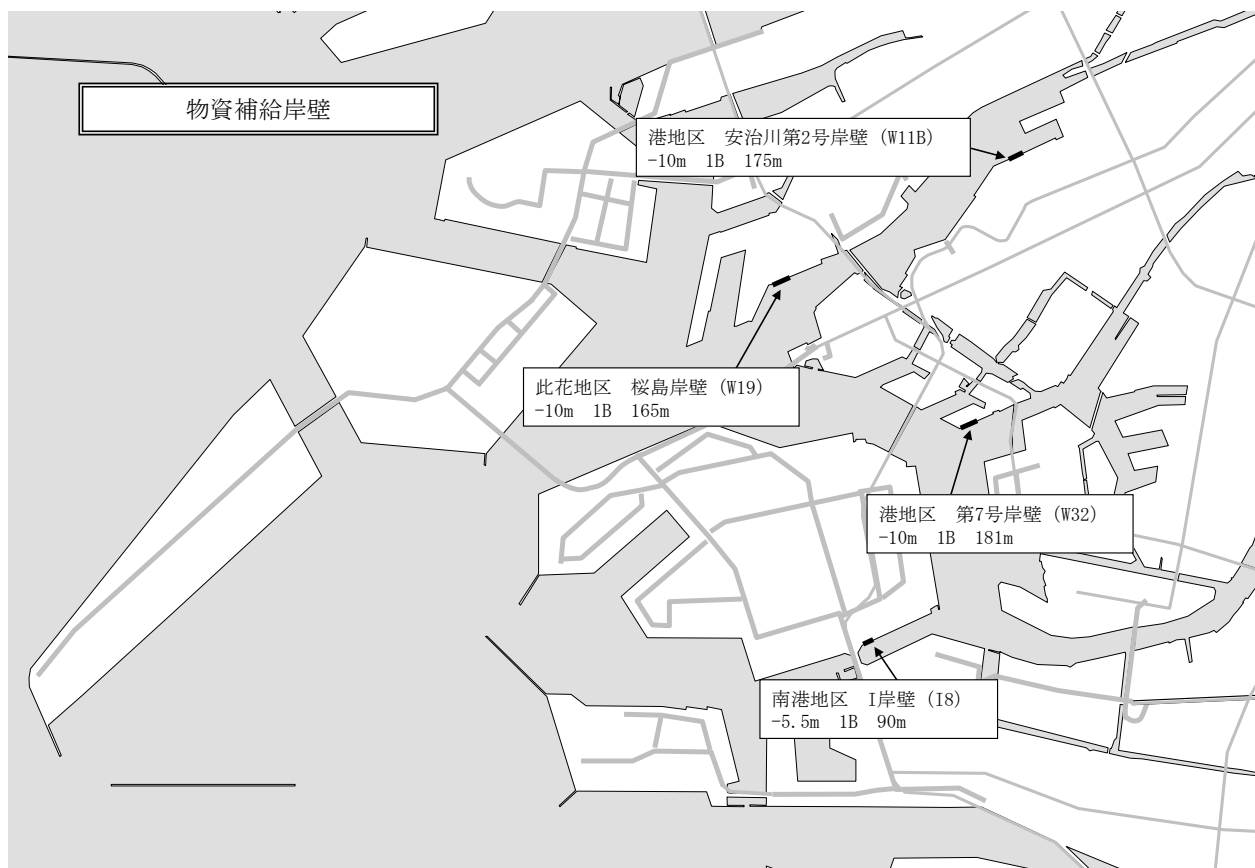
図Ⅶ－３－１ 港湾の再開発

4 船舶の物資補給等への対応

貨物船、作業船等の待機、休憩、物資補給等に対応するため、既存施設を有効活用し、物資補給岸壁としての利用を図るために必要な施設は次のとおりである。

表Ⅶ－４－１ 物資補給岸壁としての利用を図る施設

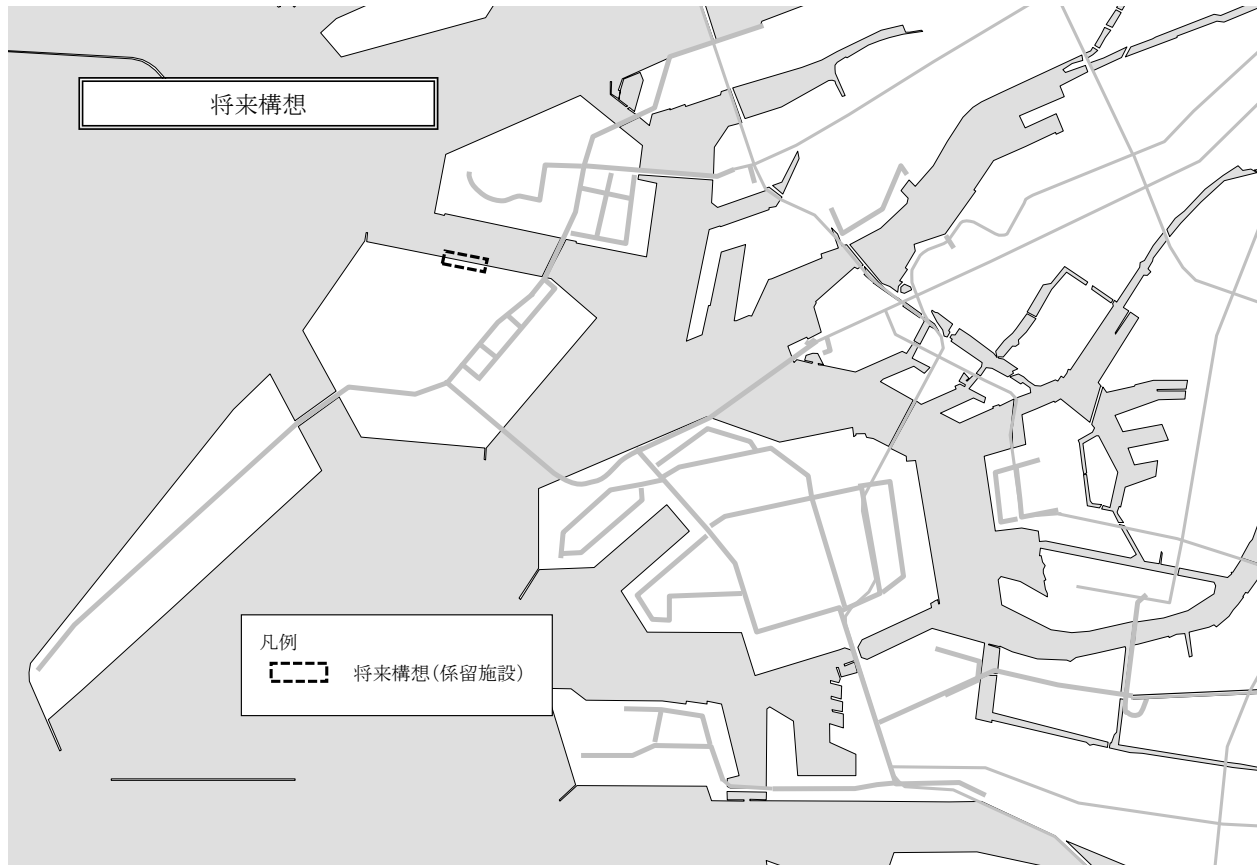
地区名	バース名	水深	延長	バース数	対象船舶	備考
此花地区	桜島岸壁 (W19)	10	165	1	貨物船12,000DWT	既設
港地区	第7号岸壁 (W32)	10	181	1	貨物船12,000DWT	既設
	安治川第2号岸壁 (W11B)	10	175	1	貨物船12,000DWT	既設
南港地区	I岸壁 (I8)	5.5	90	1	貨物船2,000DWT	既設
	合計		611	4		



図Ⅶ－４－１ 物資補給岸壁

5 将来構想

夢洲地区北側において、国際観光拠点の形成に伴って見込まれる旅客輸送需要に応えることを考慮し、将来構想（係留施設）を位置付ける。



Ⅷ. その他の資料

1 港湾区域の範囲

港湾管理者である大阪市が管理する港湾区域は、次のとおりである。

表Ⅷ－１－１ 港湾区域の範囲

範 囲
中島川河口の中央の地点（北緯 34 度 41 分 40 秒、東経 135 度 24 分 38 秒）から 214 度 7,000 メートルの地点まで引いた線、同地点から 218 度 28 分 43 秒 4,750 メートルの地点まで引いた線、同地点から 151 度 34 分 58 秒 420 メートルの地点まで引いた線、同地点から 90 度 10,216 メートルの地点まで引いた線、同地点から 9 度 17 分 8 秒 259 メートルの地点まで引いた線と陸岸により囲まれた海面及び西淀川区中島地内の防潮堤西端から下流の大阪市域に属する中島川、同防潮堤東端から下流の神崎川、正蓮寺川北港大橋、六軒家川春日出橋、安治川船津橋及び端建蔵橋、尻無川岩松橋、木津川大浪橋、住吉川東岸延長線各下流の河川水面並びに島屋北入堀、桜島入堀、安治川内港、天保山運河、三十間堀川、大正内港、福町堀、木津川運河、旧住吉川の各運河入堀水面。ただし、旧柴谷運河を除く。

また今後、港湾を適切に管理運営するために必要と考えられる港湾区域（港湾管理者の案）は、次のとおりである。

表Ⅷ－１－２ 港湾区域（案）の範囲

範 囲
中島川河口の中央の地点（北緯 34 度 41 分 40 秒、東経 135 度 24 分 38 秒）から 214 度 7,000 メートルの地点まで引いた線、同地点から 218 度 28 分 43 秒 4,750 メートルの地点まで引いた線、同地点から 151 度 34 分 58 秒 420 メートルの地点まで引いた線、同地点から 90 度 10,216 メートルの地点まで引いた線、同地点から 9 度 17 分 8 秒 259 メートルの地点まで引いた線と陸岸により囲まれた海面及び西淀川区中島地内の防潮堤西端から下流の大阪市域に属する中島川、同防潮堤東端から下流の神崎川、正蓮寺川水門、六軒家川春日出橋、安治川船津橋及び端建蔵橋、尻無川岩松橋、木津川大浪橋、住吉川東岸延長線各下流の河川水面並びに島屋北入堀、桜島入堀、安治川内港、天保山運河、三十間堀川、大正内港、福町堀、木津川運河、旧住吉川の各運河入堀水面。ただし、旧柴谷運河を除く。



図Ⅷ－１－１ 港湾区域の範囲

2 海上人命安全条約（SOLAS条約）への対応

SOLAS条約の保安水準を満たすべく、保安施設（フェンス、監視カメラ等）の整備を行い、安全・安心のみなとづくりを推進する。

平成30年4月現在の保安対象施設については、以下のとおりである。



図Ⅷ－2－1 SOLAS対象施設位置図

3 港内海上ネットワークの形成

港内において、河川水上ネットワークとも連携し、平常時には観光交流の促進、非常時には緊急物資輸送等の利用に資する、新たな港内海上ネットワークの形成について検討を行う。

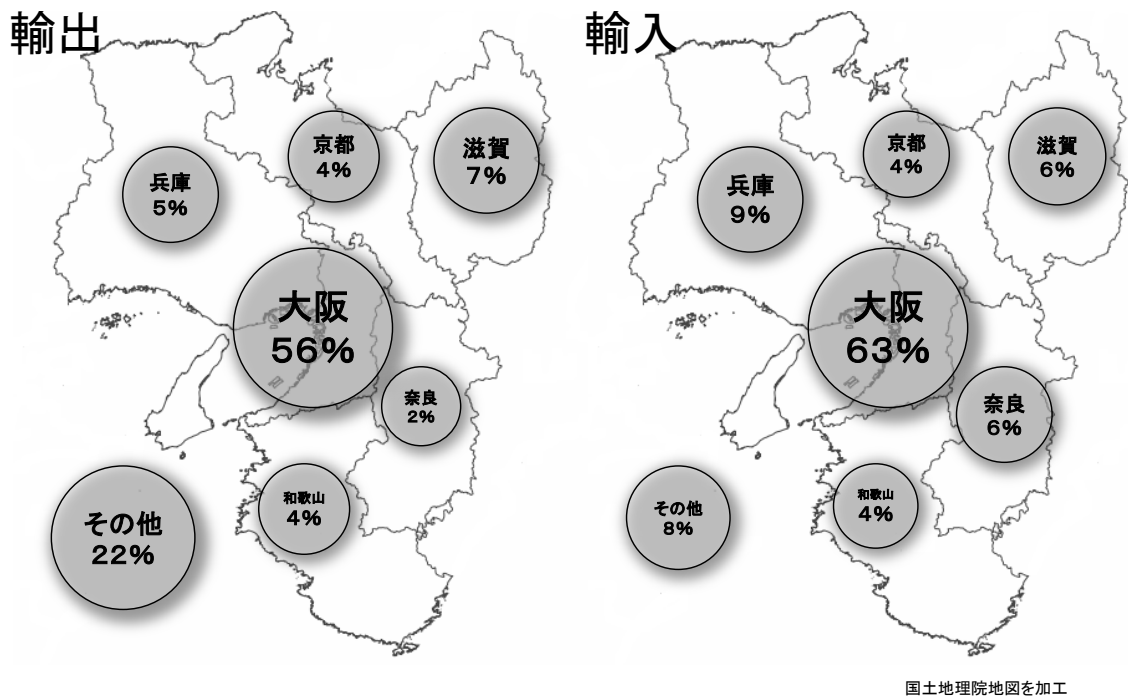
4 港湾の周辺条件

(1) 経済的・社会的条件

① 背後圏

大阪港における外貿取扱貨物量の8割以上を占める外貿コンテナ貨物の約9割は、近畿2府4県を発着する貨物で、輸入コンテナ貨物は約9割が、輸出コンテナ貨物の約8割が近畿2府4県で消費・生産されている。

したがって近畿圏2府4県を大阪港の背後圏として設定する。



(平成25年度 全国輸出入コンテナ貨物流動調査結果より)

図Ⅷ－４－１ 大阪港外貿コンテナ貨物の背後圏

②背後圏の人口

1) 人口

背後圏の人口は、増加から減少に転じ、平成 27 年の国勢調査及び平成 29 年の推計人口においては約 2,100 万人、対全国シェア約 16%となっている。

表Ⅷ－４－１ 背後圏の人口の推移

			人口（千人）									年平均伸び率	
			S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	H29	H17/H7	H27/H17
背後圏 （近畿圏）	大阪府	大阪市	2,648	2,636	2,624	2,602	2,599	2,629	2,665	2,691	2,713	0.10	0.23
		大阪府（大阪市除く）	5,825	6,032	6,111	6,195	6,206	6,188	6,200	6,148	6,110	-0.01	-0.07
		小計	8,473	8,668	8,735	8,797	8,805	8,817	8,865	8,839	8,823	0.02	0.02
	滋賀県		1,080	1,156	1,222	1,287	1,343	1,380	1,411	1,413	1,413	0.70	0.24
	京都府		2,527	2,587	2,602	2,630	2,644	2,648	2,636	2,610	2,599	0.07	-0.14
	兵庫県		5,145	5,278	5,405	5,402	5,551	5,591	5,588	5,535	5,503	0.34	-0.10
	奈良県		1,209	1,305	1,375	1,431	1,443	1,421	1,401	1,364	1,348	-0.07	-0.41
	和歌山県		1,087	1,087	1,074	1,080	1,070	1,036	1,002	964	945	-0.42	-0.72
	計		19,522	20,081	20,414	20,627	20,856	20,893	20,903	20,725	20,631	0.13	-0.08
	（対全国シェア％）		16.7%	16.6%	16.5%	16.4%	16.4%	16.3%	16.3%	16.3%	16.3%		
全国計			117,060	121,049	123,611	125,570	126,926	127,768	128,057	127,095	126,706	0.17	-0.05

（昭和55年から平成27年：国勢調査、平成29年：推計人口より）

2) 就業人口

平成 27 年における背後圏の産業別就業人口は下表のとおりであり、第一次産業は 1.8%、第二次産業は 23.6%、第三次産業は 68.1%であり、全国に比べ第一次産業の割合が低く、第二次産業は同等、第三次産業の割合がやや高くなっている。

表Ⅷ－４－２ 背後圏の産業別就業人口の推移

			就業人口（平成27年）（千人）					構成比		
			総数	第1次産業	第2次産業	第3次産業	分類不能	第1次産業	第2次産業	第3次産業
背後圏 （近畿圏）	大阪府	大阪市	1,120	1	221	752	146	0.1%	19.7%	67.1%
		大阪府（大阪市除く）	2,657	18	617	1,836	187	0.7%	23.2%	69.1%
		小計	3,778	19	838	2,588	333	0.5%	22.2%	68.5%
	滋賀県		678	18	221	414	25	2.6%	32.6%	61.1%
	京都府		1,193	24	257	807	104	2.1%	21.6%	67.7%
	兵庫県		2,444	48	610	1,686	100	2.0%	25.0%	69.0%
	奈良県		591	16	134	423	19	2.6%	22.6%	71.6%
	和歌山県		445	39	97	297	13	8.8%	21.7%	66.7%
	計		9,128	164	2,156	6,215	593	1.8%	23.6%	68.1%
	（対全国シェア％）		15.5%	7.4%	15.5%	15.7%	—	—	—	—
全国計			58,919	2,222	13,921	39,615	3,162	3.8%	23.6%	67.2%

（国勢調査より）

③産業

1) 背後圏の製造品出荷額等

背後圏の製造品出荷額等は、減少傾向から増減を繰り返す傾向に変化している。平成28年は約49兆円となり、全国の工業生産の約16%を近畿圏が担っている。

表Ⅷ－４－３ 背後圏の製造品出荷額等の推移

(単位：億円)

			平成7年	平成10年	平成13年	平成16年	平成19年	平成22年	平成25年	平成28年
背後圏 (近畿圏)	大阪府	大阪市	66,265	60,030	52,566	41,358	44,723	35,669	34,853	36,870
		大阪府（大阪市除く）	142,622	135,640	120,218	118,253	134,892	121,462	125,392	129,989
		小計	208,887	195,669	172,784	159,611	179,615	157,131	160,245	166,859
		滋賀県	60,976	61,796	60,630	61,694	72,324	65,741	64,352	73,718
	京都府	60,143	58,165	52,112	48,160	61,340	48,329	45,605	53,221	
	兵庫県	144,034	143,944	131,213	129,452	157,846	141,838	140,269	154,457	
	奈良県	25,319	24,570	21,479	21,597	24,938	19,181	18,482	18,451	
	和歌山県	22,560	22,346	22,434	23,643	31,590	26,769	29,723	26,480	
	計	521,918	506,490	460,652	444,157	527,654	458,989	458,675	493,186	
	(全国シェア%)		17.1%	16.6%	16.1%	15.6%	15.7%	15.9%	15.7%	15.8%
全国計			3,060,296	3,058,400	2,866,674	2,844,183	3,367,566	2,891,077	2,920,921	3,131,286

(平成7年から平成25年：工業統計、平成28年：経済センサスより)
※従業員4人以上の事業所を対象

2) 背後圏の事業所数

背後圏の事業所数は、減少傾向から増減を繰り返す傾向に変化し、平成26年は約96万事業所で、対全国シェアは約17%である。

表Ⅷ－４－４ 背後圏の事業所数の推移

			(単位：事業所)					
			平成8年	平成13年	平成16年	平成18年	平成21年	平成26年
背後圏 (近畿圏)	大阪府	大阪市	263,157	239,382	219,703	218,255	229,283	207,610
		大阪府（大阪市除く）	270,409	252,960	236,364	233,549	251,021	233,095
		小計	533,566	492,342	456,067	451,804	480,304	440,705
		滋賀県	63,941	60,383	57,933	57,598	61,473	58,507
	京都府	155,616	140,711	132,189	131,495	136,977	124,811	
	兵庫県	264,826	249,385	237,022	237,803	248,242	231,708	
	奈良県	54,753	51,414	49,059	49,239	52,869	49,838	
	和歌山県	63,228	57,760	54,933	54,024	55,151	49,530	
	計	1,135,930	1,051,995	987,203	981,963	1,035,016	955,099	
	(全国シェア%)		16.9%	16.8%	16.7%	16.6%	16.7%	16.5%
全国計		6,717,025	6,279,550	5,920,400	5,903,617	6,199,222	5,779,072	

(平成8年から平成18年：事業所・企業統計調査、平成21年から平成26年：経済センサスより)